

青森県教育委員会第761回定例会会議録

期 日 平成24年6月6日（水）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

議事目録

議案第1号	平成25年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案・・・・・・・・原案決定
議案第2号	平成25年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案・・・・・・・・原案決定
議案第3号	県立高等学校の学科の設置及び廃止について・・・・・・・・原案決定
議案第4号	県立高等学校の通信制の課程の設置について・・・・・・・・原案決定
議案第5号	学校職員の人事について・・・・・・・・原案決定
そ の 他	職員の懲戒処分の状況
そ の 他	県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に係る請願について

平成24年6月6日（水）

- ・開会 午前10時45分
- ・閉会 午前11時15分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
中村教育次長、佐藤参事、職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
島委員、高橋委員
- ・書記
大舘利章、村上健

会 議

議事

議案第 1 号 平成 2 5 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

(成田学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく平成 2 5 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、

- 1 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜等は、次のとおりとする。
 - (1) 選抜は、前期選抜及び後期選抜に分けて行い、1 人、前期選抜 1 校 1 学科、後期選抜 1 校 1 学科に出願できる。
 - (2) 前期選抜は、一般選抜枠と特色化選抜枠を設け、中学校の校長から提出される調査書、青森県教育委員会が実施する前期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。
 - (3) 後期選抜は、調査書、青森県教育委員会が実施する後期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

など、平成 2 4 年度の基本方針を踏襲している。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 1 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第 1 号は原案どおり決定する。

議案第 2 号 平成 2 5 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

(成田学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく平成 2 5 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、

- 1 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。

3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。
とし、平成24年度の基本方針を踏襲している。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について

(奈良教職員課長)

平成20年に策定した「県立高等学校教育改革第3次実施計画」では、中学校卒業生数の減少が予想される中で、社会の変化や生徒の多様な進路志望に対応するために、学科・コースの再編整備の方針を定めている。

前期実施計画の最終年度である平成25年度に実施する学科改編に伴い、学科の設置及び廃止を行うものである。

まず、工業高校の学科改編であるが、弘前工業高等学校は、生徒の志願・入学状況等を勘案し、「電子機械科」を募集停止するものである。なお、「電子機械科」の教育内容は、「機械科」等へ引き継ぎ、生徒の進路選択幅を確保することとしている。

次に、八戸工業高等学校は、平成25年度に募集停止を予定している南部工業高等学校の統合先であり、両校の関係者からなる統合準備委員会での協議内容を踏まえ、「土木科」を「土木建築科」に改編するものである。「土木建築科」には、土木コースと建築コースの2つのコースを設置し、建築コースにおいて南部工業高等学校の特色ある教育活動を引継ぐこととしている。

なお、「土木建築科」の2つのコースでは、生徒の資格取得等を勘案して、コースごとに募集定員を設定することとしている。

名久井農業高等学校は、平成20年の第3次実施計画案公表後の地区説明会やパブリックコメントでいただいた意見を踏まえ、農業科の中で工業の科目や経営に必要な科目を学ぶことができる新学科「環境システム科」を設置するものである。新学科では、三八地区の農業の特性を踏まえ、施設を利用した作物生産により、施設栽培のほか、環境や工業的設備、流通販売などの知識等を生徒に身につけさせることとしている。

浪岡高等学校は、現在、「普通科」2学級、「商業科」1学級の2学科3学級であるが、これまでの生徒の志願・入学状況等を勘案し、「商業科」を募集停止するものである。なお、「商業科」募集停止後は、「普通科」の中に商業に関する科目の一部を選択できるコー

スの設置を検討することとしている。

続いて、定時制課程の総合学科についてである。様々な入学動機や学習歴を持つ定時制課程の生徒の多様な学習ニーズに対応した教育を充実させるために、尾上総合高校の「普通科」を「総合学科」に改編するものである。

なお、合わせて3部制に移行し、中南地区の定時制独立校の3部制高校とすることとしている。

学科の設置の時期は平成25年4月1日であり、廃止の時期は平成25年3月31日であるが、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間は、存続するものである。

なお、学科の設置及び廃止については、中学生の進路選択のため、できる限り早い公表が望ましいことから、本定例会にお諮りしたものである。決定いただいた後は、速やかに公表する予定である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(島委員)

浪岡高校の商業科であるが、応募状況もここ数年変わらない状況で、廃止ということか。

(奈良教職員課長)

入学状況については、定員を満たしているが、第一次志望倍率等においては、低い状況となっている。それと、商業科については、普通科に併設した商業高校と単独の専門高校の商業高校があるが、第3次実施計画においては、中学校卒業予定者数の減少などを踏まえ、普通科に併設する商業高校については、志願状況・入学状況を踏まえながら、単独の商業高校に集約することとしている。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

議案第4号 県立高等学校の通信制の課程の設置について

(奈良教職員課長)

「第3次実施計画」では、通信制課程の今後の方向性として、「生徒の多様な学習ニーズに応えるため、望ましい指導体制の在り方について検討する」こととしている。

現在、通信制課程は、北斗高等学校を本校とし、地域バランスを考慮して尾上総合高等学校と八戸中央高等学校にそれぞれ分室を設置しているが、通信制課程の生徒の多様な学習ニーズに対応するとともに、緊急時の生徒への対応や指導をより一層充実させるため、尾上総合高等学校及び八戸中央高等学校それぞれに通信制課程を設置するものである。

課程の設置時期は平成25年4月1日である。

なお、課程の設置については、中学生の進路選択のため、できる限り早い公表が望ましいことから、本定例会にお諮りしたものである。決定いただいた後は、速やかに公表する予定である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第4号は原案どおり決定する。

議案第5号 学校職員の人事について (非公開の会議に付き記録別途)

そ の 他 職員の懲戒処分の状況

(奈良教職員課長)

教育委員会が5月に行った職員に対する懲戒処分等のうち、社会的影響が大きな事案である事案3、事案4について説明する。

これらは、すべて処分後、速やかに公表したところである。

まず、事案3は、下北地域の高等学校宿日直代行員が、平成24年5月19日(土)午前7時30分頃、本人が勤務する高等学校の1階女子トイレに盗撮目的で侵入し、同日、建造物侵入の容疑で逮捕されたもので、免職の懲戒処分を行ったものである。

通常であれば、刑事処分等を考慮し、懲戒処分を検討するが、本人の任用期間が平成24年5月31日までであること及び平成24年5月25日、県教委が本人と接見したところ、本人が事実を認め、また本人から顛末書が提出されたことから、懲戒処分としたものである。

次に、事案4は、中南地域の高等学校講師が、平成24年2月27日に、県内在住の当時女子高校生に対して、相手が18歳未満であることを知りながら、淫らな行為を行い、5月8日に青森県青少年健全育成条例違反で逮捕され、5月18日罰金刑を受けたもので、免職の処分を行ったものである。

なお、本人の任用期間について、前任校の任用期間と現任校の任用期間が引き続いていないことから、前任校での任用期間内の非違行為に対して現時点で懲戒処分を行うことはできないこととなっているが、今回の事案の内容等を勘案した結果、本人は、教育公務員として必要な適格性を著しく欠いていると認められたことから、免職としたものである。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたが、これらの事案が連続して発生したことは極めて遺憾であり、重く受け止めているところである。

再びこのようなことが起こらぬよう、出来る限り速やかに対応策をまとめ、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導して参りたい。

(鈴木委員長)

やはり、現場のトップの人あるいは上司が、普段から、そういうことに対する危機感を持って対応していただきたいと思う。何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

事案3の人は、以前にも同じようなことで逮捕されているが、採用に当たって前科は問わないという事か。

(奈良教職員課長)

採用に当たっては、学歴や職歴、賞罰を記載した履歴書を本人に提出させ、面接をした上で採用となっている。今回の場合は、履歴書の賞罰欄にも、そういうことがあったということの記載がなく、本人の申告もなかったことから、前科がなかったものとして取り扱い、採用したということである。

(鈴木委員長)

今回の懲戒処分の状況については了解した。

そ の 他 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に係る請願について

(奈良教職員課長)

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について、2件の請願を受理したので、報告するものである。

1の「県立高等学校教育改革第3次実施計画（後期）及び次期実施計画に関する要望」の件は、青森県新町2丁目4の1共同ビル4階、青森県市長会会長 青森市長 鹿内博から平成24年5月28日に受理したものであり、内容は、次期実施計画策定にあたっては、活力ある青森県・地域づくりに貢献し得る人材育成のための学科等の再編のほか3項目を勘案した計画とするよう、求めるものである。

2の「県立高等学校教育改革第3次実施計画に係る県立田子高等学校の存続について」の件は、青森県三戸郡田子町大字田子字柏木田169、田子町中央公民館内、田子高校存続を求める会会長 日沢一雄から平成24年5月31日に受理したものであり、内容は、県立田子高等学校を存続するよう、求めるものである。

なお、同会からは、要望書のほか、約6,300名分の署名簿も合わせて提出されている。

今回いただいた請願については、関係者の方々の思いの表れであると受け止め、今後の実施計画の検討に活かして参りたい。

（鈴木委員長）

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に係る請願については了解した。